

道路脱炭素化基本方針(概要版)

国土交通省(令和7年10月)

一 道路の脱炭素化の推進の意義 及び目標に関する事項

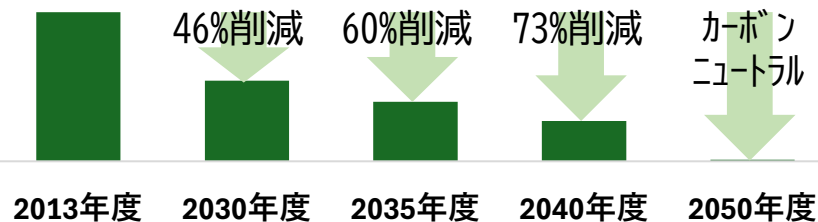
1 道路の脱炭素化の推進の意義

- 地球温暖化に伴う気候変動の影響により、自然災害の激甚化・頻発化等が懸念
- 我が国全体の目標や対策が強化(地球温暖化対策計画)
- 道路は国内CO₂排出量の約18%を占めており、道路施策の目標設定の具体化や施策内容の拡充など取組強化が必要

2 道路の脱炭素化の推進の目標

道路全体のCO₂排出量の削減目標

(我が国全体の削減目標と同一に設定)



道路管理分野【Scope1,2】

分野全体に関わる定量的な削減目標を設定(2040年度73%削減等)



道路整備分野・道路利用分野【Scope3】

個別の施策内容や目標を可能な限り設定し、道路全体の削減目標に貢献(今後、各分野全体の定量的な削減目標を設定)



二 道路の脱炭素化の推進のために 政府が実施すべき施策に関する基本的な方針

1 政府が実施する施策の基本的な方向性

(1) 道路のライフサイクル全体の低炭素化

道路建設から管理までのCO₂排出量について、新技術を積極的に取り入れながら削減を推進(道路照明のLED化、低炭素材料の開発・導入促進等)



(2) 道路交通のグリーン化を支える道路空間の創出

次世代自動車の開発・普及や再生可能エネルギーの活用・収容等を促進するため、災害時の対応強化の取組も併せながら、道路空間における発電・送電・給電等・蓄電の取組を推進(太陽光発電設備の導入、EV急速充電器の設置促進等)



(3) 低炭素な人流・物流への転換

自転車等の低炭素な移動手段への転換や、低炭素な物流システムの構築を促進(自転車利用環境の改善などによる自転車の利用促進、ダブル連結トラックの利用環境の整備等)



(4) 道路交通の適正化

ボトルネック箇所や局所的な渋滞箇所における対策を行い、道路交通を適正化(主要渋滞箇所の渋滞対策、「ゾーン30プラス」による幹線道路と生活空間の適切な機能分化等)



2 重点的に推進する施策(今後5か年)

CO₂排出削減に併せてコスト縮減や地域活性化などの効果が高い施策について「重点プロジェクト」として推進

道路照明のLED化、再生可能エネルギーの活用、低炭素な材料の導入促進、自転車の利用促進、渋滞対策の推進、ダブル連結トラックの導入促進

三 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項、 その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

1 道路管理者による道路の脱炭素化の目標の設定に関する事項

(1) 計画期間:2040年度まで

(2) 目標設定の考え方

道路管理分野【Scope1,2】

- 分野全体及び個別施策毎に**2040年度削減目標を設定**
- 短期的な目標として2030年度削減目標の設定が望ましい
- 主要な施策の目標については、以下に留意して設定

✓ 国が管理する道路:

道路照明LED化・道路関係車両電動化 100% (2030年度)
再生エネルギー活用 60%(2030年度)

✓ 高速道路株式会社が管理する道路:

国が管理する道路と同様の対応が望ましい

✓ 地方公共団体等が管理する道路:

国が管理する道路における進捗状況を踏まえ、
計画期間内のできる限り早い段階で同様の対応を目指すことが望ましい

道路整備分野・道路利用分野【Scope3】

- 対象とする道路・地域の状況を踏まえて**個別施策毎に、CO₂排出の削減量、もしくは整備指標などの目標を設定**

※ 各施策の目標設定に際し、
「道路分野の脱炭素化政策集」を参考



2 その他の道路脱炭素化推進計画の策定に関する基本的な事項

(1) 目標達成のための施策

- 「道路管理分野」、「道路整備分野」、「道路利用分野」に大別し、各分野の**具体的な施策内容**や**ロードマップを記載**
- 政府は、地方公共団体の道路管理者向けの**「計画策定マニュアル」**を作成し、計画の策定を支援

(2) 脱炭素化施設等の設置

- 道路区域内へ脱炭素化施設等(太陽光発電設備、サイクルポート等)を設置させる場合は、計画に施設内容や用途等を記載
- 道路利用者等の**安全性に留意**し、各道路管理者の**脱炭素化に関わる施策に資するものを優先**



(3) 道路協力団体の協力

- 脱炭素化の施策の推進に際して、公益性の観点から地域貢献活動を行う**道路協力団体を積極的に活用**することが望ましい
- 道路協力団体の協力を得て施策を実施する場合は具体的な業務内容を計画に記載

(4) 計画の公表と報告

- 計画を策定・変更したときは、**国土交通大臣である道路管理者は公表、国土交通大臣以外の道路管理者は国土交通大臣に報告**(公表に努める)
- 複数の道路管理者で**共同して計画策定も可能**(その場合における計画の公表・報告は連名で行う)
- 目標等の達成状況について、各道路管理者において、**定期的なフォローアップと公表**を行うことが望ましい

四 その他の道路の脱炭素化の推進のために必要な事項

1 政府による道路脱炭素化推進計画のフォローアップ

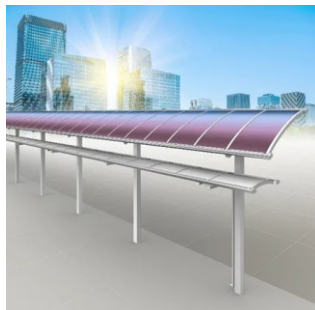
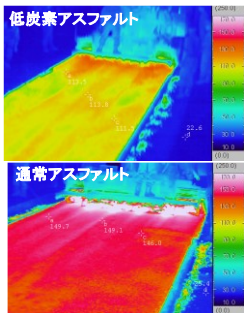
道路脱炭素化推進**計画の策定状況**や各道路管理者の**取組進捗状況**について、政府がフォローアップ調査を実施・公表

2 道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画の見直し

地球温暖化対策計画や気候変動に関する国際的枠組みの見直し、脱炭素化の新技术の開発状況等を踏まえて、**道路脱炭素化基本方針及び道路脱炭素化推進計画を定期的に見直し**

3 新技术の活用

低炭素アスファルト、ペロブスカイト太陽電池、走行中給電等の新技术について、**政府が先導して現地実証等を行い、技術基準の策定など活用環境を整備**



提供: 積水化学工業(株)



提供: (株)三菱総合研究所

その他の新技术: 路面太陽光発電、路上EVカーシェア等

4 意識の醸成

道路管理者の取組やエコドライブの推進等について、道路利用者や関係業団体など**幅広いステークホルダーへの広報**に努め、道路の脱炭素化の必要性に対する理解や協働を促進

5 多様な主体との連携

関係行政機関、民間企業、大学、**日本風景街道**のパートナーシップ、**道路協力団体**等との連携した取組の実施



6 その他の環境政策との調和

ネイチャーポジティブ
生態系に影響を及ぼすロードキルの対策等の推進



サーキュラーエコノミー
再生アスファルト等の**リサイクル建設材料の利用**、道路に設置された**使用済太陽光パネルのリサイクル**等の推進



(参考) 道路脱炭素化推進計画における主な施策例 (地方公共団体)

道路管理分野



【道路照明のLED化】



【道路関係車両の電動化】



【再生可能エネルギーの活用】

道路整備分野



【低炭素材料の開発・導入促進】



【低炭素な建設機械の導入】

道路利用分野



【道の駅等でのEV急速充電器の設置】



【自転車の利用促進(シェアサイクルの導入)】



【渋滞対策の推進】